

障害者差別解消法に関する本市の取組状況報告について

1 平成 28 年度の主な取組状況について

- 市職員等に対する研修・啓発の実施
 - ・新規採用職員に対する研修の実施（4 月）
 - ・小中学校事務職員に対する研修の実施（9 月）
 - ・管理職職員に対する研修の実施（10 月） ※あいサポート研修も併せて実施
- 相談窓口の設置
 - ・障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害福祉課に設置（4 月）
- 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施
 - 市広報、市ホームページ等を活用し、市民や市内の事業者、団体へ法の趣旨や本市の取組、合理的配慮の提供の必要性等についての理解促進・啓発活動を実施
 - ・市広報に啓発記事、相談窓口を掲載
 - ・市ホームページに法及び法の趣旨を掲載

2 本市で受付をした差別に関する苦情や相談等について

- 窓口等での差別に関する相談・苦情について
 - 平成 28 年度は事例なし

3 平成 29 年度の取組予定について

- 市職員等に対する研修・啓発の実施
 - ・市職員を対象とした窓口等対応マニュアルの改訂
 - ・管理職職員及び新規採用職員に対する研修の実施（10 月末頃）
※あいサポート研修も併せて実施
 - ・庁内における合理的配慮の取組事例や課題等の把握のため、全庁調査を実施
- 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施
 - ・市広報に啓発記事・相談窓口を掲載（6 月 15 日号、12 月 15 日号）